

---公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開
-----------	--

令和4年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月13日（月） 午前10時から午前11時50分
- 2 開催場所 浜松市東部保健福祉センター 健康教育室・集団指導室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等	
委員 37 代理2 欠席6	専門 委員 12 欠席6	河原崎 直樹	浜松市警察部
		原 道也	静岡県弁護士会浜松支部
		杉山 秀之	静岡地方法務局浜松支局
		松山 正寛	浜松市人権擁護委員連絡協議会
		稲本 裕	浜松市医師会(産婦人科医会) <欠席>
		大場 悟	浜松市医師会(小児科医会) <欠席>
		大嶋 正浩	静岡県精神神経科診療所協会
		浅井 浩志	浜松市歯科医師会
		野寄 秀明	浜松市薬剤師会
		齋藤 由美	浜松市助産師会
		杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会
		中村 勝彦	浜松民間保育園長会 <欠席>
		大塚 文俊	浜松市私立幼稚園協会 <欠席>
		松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)
		野末 鈴菜	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)
	甲斐 政見	浜松市里親会 <欠席>	
	村瀬 修	浜松市児童家庭支援センター	
	雨宮 寛	浜松市障がい者基幹相談支援センター <欠席>	
	オブザ ーバー 6 代理2	森下 正昭	天竜警察署刑事生活安全課 <代理：原木竜成>
		鬼藤 潤	浜北警察署生活安全課
		内田 克久	浜松東警察署生活安全課
		川村 法彦	浜松中央警察署生活安全課 <代理：金井 久>
		村松 篤	浜松西警察署生活安全課
		村松 正典	細江警察署生活安全課
	市 19	吉積 慶太	こども家庭部長（要保護児童対策地域協議会会長）
		野田 志保	こども家庭部次世代育成課（課長）
		井川 宜彦	こども家庭部幼児教育・保育課（担当課長）
鈴木 勝		こども家庭部児童相談所（所長）	
横井 通文		こども家庭部児童相談所（副所長）	
平野 由利子		健康福祉部健康増進課（課長）	
久保田 尚宏		健康福祉部障害保健福祉課（課長）	

	二宮 貴至	健康福祉部精神保健センター（所長）
	石野 政史	学校教育部指導課（課長）
	河合 多恵子	市民部UD・男女共同参画課（課長）
	北村 聡	中区社会福祉課（課長）
	鈴木 誠隆	東区社会福祉課（課長）
	夏目 健一	西区社会福祉課（課長）
	鈴木 孝人	南区社会福祉課（課長）
	藤野 正彦	北区社会福祉課（課長）
	伊藤 弘和	浜北区社会福祉課（課長）
	山本 佳弘	天竜区社会福祉課（課長）
	小山 東男	こども家庭部子育て支援課（課長）
	平野 聖枝	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）

4 次第

(1) 開会

(2) こども家庭部長挨拶

(3) 構成機関の紹介

(4) 議事

【公開】

≪協議≫

- ① 浜松市児童虐待防止対策の推進について
- ② 継続支援が必要な18歳到達を迎える児童への支援について

≪報告≫

- ① こども家庭センターの設置について
- ② 児童虐待防止のためのSNS相談事業について
- ③ 児童相談所への現職警察官の配置について
- ④ 産科・精神科・行政等の連携について
- ⑤ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）
- ⑥ その他

(5) 閉会

5 会議録

1 開会 事務局	令和4年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認) 当日の資料として、薬剤師会様から、11月3日に行われた「くすりと健康のフェスタ」の事業報告書について、後ほどご報告いただく。 (会議成立の確認) 専門委員18名のうち12名の出席を確認。
--------------------	--

	<p>浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第2項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告する。</p> <p>それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>2 挨拶 こども家庭部長</p>	<p>皆様方には日ごろから、それぞれのお立場で、本市の児童福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。</p> <p>本日から、マスクの着用が個人の判断となった。場所によっては、まだマスクの着用をお願いする場合もあるかと思うが、個人的には、特に子どもたちのマスク着用が不要となり、これから迎える卒業式、入学式などで、お互いの表情が見える中で、新しい門出やスタートを迎えることができ、よかったと思う。コロナが無くなるわけではないので、引き続き感染対策は必要だが、これから暖かくなり、自然とマスクを取る人も増えて、少しずつ日常に戻っていけばと思っている。</p> <p>少し、こども家庭部に関する新年度予算について、新規や臨時事業の話をさせていただく。今年度、未就学施設での不適切保育や、事件・事故などが社会問題となったが、新たに、幼稚園教諭等への家賃補助や、民間保育所等の保育補助者雇用に対する助成費用を盛り込み、保育人材の確保、保育士の業務負担軽減と安全・安心な保育を提供する体制づくりの支援に取り組む。SNSを活用した若者相談事業、児童虐待防止のためのSNS相談については、開設期間や受付時間を長くするなど、より相談しやすい体制とする。ひとり親世帯等を対象とした学習支援については、会場数を26か所から28か所に増やす。また、ヤングケアラーへの支援についても、家事等を支援するヘルパーや、外国籍の方の通院時等にサポートできる通訳の派遣のほか、ヤングケアラーを様々な支援やサービスにつなぐコーディネーターを子育て支援課に配置する。児童相談所には、増加する虐待等に対応するため、現職警察官を配置することで、機動的かつ円滑な連携を図る。このほかにも、このあとの報告事項にもあるが、令和6年4月のこども家庭センター設置、これは児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行うワンストップ窓口を設置するもので、開設準備も進めていく。</p> <p>皆様ご承知のとおり、浜松市は来年1月から7区が3区に再編され、あらたに行政センターが設置されるなど、組織の体制も変わるが、今後も本協議会のネットワークを最大限に活かし、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子どもの保護や支援、その家族への支援に取り組みなど、地域社会全体で子どもの命を守る社会づくりを進めていく。</p> <p>さて、この協議会は、児童福祉法に基づき設置され、「要保護児童の適切な保護」と「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される協議会で、本日の代表者会議は、支援対象児童等の支援に関する検討や要保護児童対策などについて協議する場になる。本日の会議は、協議事項として、1つ目に「児童虐待防止対策の推進」、2つ目に「継続支援が必要な18歳到達を迎える児童への支援」となっている。また、「こども家庭センター設置について」ほか、4件の報告事項がある。各委員のそれぞれの立場から、児童虐待防止対策をはじめ、御意見等をいただければと思う。本日はよろしくお祈りする。</p>
<p>3 構成機関の紹</p>	<p>次第3「構成機関の紹介」に移る。</p>

介 事務局	<p>専門委員の皆様、市関係機関の紹介については、手元の委員名簿にかえさせていただく。</p> <p>なお、静岡県警本部、浜松市警察部との調整によって、関係機関との連携を図るべく、浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱、第7条第3項に基づき、今回から浜松市内警察署の方々にもオブザーバーとしてご出席いただく。よろしく願います。</p>
事務局	ここからは、こども家庭部長に議長をお願いする。
会長	<p>議事に入る前に、会議の公開について、委員の皆様にお諮りする。本日は、個人情報扱う案件はないので、議事は公開としたいと思う。よろしいか。(委員のうなずき)</p> <p>では、公開とする。</p>
4 議事 協議(1) 会長	<p>それでは、次第の4の議事に沿って進行をする。</p> <p>協議(1)「浜松市児童虐待防止対策の推進について」、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<資料1に沿って説明>
会長	事務局からの説明が終わった。委員の皆様からご意見・ご質問等があるか。
委員	<p>目標2についての実践例、資料1-3を見たが、個別ケース検討会議が開催され、うまく機能したケースだなとお話を伺った。参考までに、このような個別ケース検討会議を開催することができたきっかけや、具体的にどこが音頭取りになって個別ケース検討会議を開催するに至ったのか、そのあたりの具体的な経緯をもう少しお聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>資料1-3のケースに関しては、経過が長く、困難感がある中で、継続して個別ケース検討会議を開催していた。</p> <p>その中で、定期的開催して、状況を把握しようということでは決まっていたが、学校やいろいろな機関を含めて担当者が代わる中で、どうしても最初の課題に戻ってしまったり、支援の方向性が定まっていなような感じがしたりしてした。そして最後は、どうして行政の一時保護ができないのかということになりがちであった。</p> <p>そこで、少し整理して考えるために、この支援内容の整理メモを活用して、個別ケース検討会議を行った。今後もこの世帯については、年2回のケース会議をやるということで同意が得られている。</p>
委員	<p>もともと個別ケース検討会議が開催されていたということですね。</p> <p>例えば、私がこの事案に触れたときに、関係機関でこのような個別ケース検討会議的なカンファレンスみたいなものが開けるといいなあと思うことがある。</p> <p>では、そう思ったとき、どうすればいいのか、非常に戸惑う。私は個別的に知っている相談支援事業所の方にひとまず電話をしてみたり、場合によっては子育て支援課に電話させていただいたりする。ちなみに、そういったケースに触れて、こういうことをした方がいいのではないかと思ひ、まだされてないみたいだと分かったら、私たちとしては、具体的にどう動いたらいいか、追加の質問としてお伺いする。</p>
事務局	先ほどの質問の内容で答えそびれていたが、今回のこの資料1-3のケースについては、社会福祉課の家庭児童相談室が担当している。委員がおっしゃるように、いろいろな場面で個別ケース検討会議を開催したほうがいいのではないかと、状況が変わっ

	<p>て心配なのではないかということがあったら、基本的には、主担当機関に連絡いただきたい。そこが情報集約の機関のため、現在、どのような状況になっていて、どこを外部機関にお願いしたいかをすぐに回答できると思う。</p> <p>皆様の中には、どこが主担当機関か分からないケースも多いと思うので、児童相談所でも家庭児童相談室でも、地区の関わりの中では健康づくり課でも結構なので、連絡をいただければ、庁内の中で主担当機関に情報集約をしていきたいと考えている。</p>
委員	<p>養育支援ヘルパーの導入があったことは、すごく事例としていいと思うし、最近、養育支援訪問員の方が入るケースが増えている。そこはすごく大事でいいなと思っている。私たちも厄介なケースが多いが、そのときに共通して大事だと思われることは、家の中まで人が入れることと、家の中に入った人とその対象者がいい関係になると、大体好事例になる。今、養育支援ヘルパーの人が入る期間の限定があると言われたが、その知識がなかったので、少し実情を教えてください。</p>
事務局	<p>養育支援訪問事業という国の事業があり、浜松市は養育支援訪問員が訪問して、育児指導や育児支援、育児相談を行うような訪問活動と、育児支援ヘルパーという家事育児のヘルパー制度の2本立てでやっている。ヘルパーが入っていくような家庭は、1回や2回で状況が変わるわけではないので、6ヶ月から1年程度を目安に、定期的に入るような形で計画を立てている。その期間というのは個別性が高いので、庁内機関が一人一人に個別計画を作り、その中で必要な期間にヘルパーを派遣するようにしている。</p> <p>ヘルパー制度は、世帯に対しては継続的に必要な制度だと思う。養育支援ヘルパーの手続きは割と簡単にできる。ヘルパーが入って支援をしてもらうことは、そんなに構えることではない、支援が入ることはいいことだということを、世帯の方々に分かっていた中で、同じようなヘルパー制度を障害者自立支援法のヘルパーの方にスライドしていくという意味で、期間の設定はしている。</p>
委員	<p>家の中に入れてもらえて、まあまあ人間関係が継続していると、そんなに大きな問題は起きない。しかし、5・6年かかるケースが多いと思う。本当に信用するにしても、1年、2年すると、子どもたちが幼稚園から小学校に入ったり、子どもたちに問題行動が出てきたり、いろいろなことがあるので、やはり少なくとも数年にわたって関わっていくことになる。そのあたりを長期間しっかり見ているかどうか。現場が短期間で受け渡してしまうと、すごく中途半端で終わる。意外とヘルパーが入った方がいいケースがいっぱいある。中には、家族も求めているが、実際に入っていないケースもすごく多い。そのあたりの制度を充実して、少し長期間は入れるようにしたい。もちろん途中から福祉事業の方に移行するといいと思う。やはり長くしっかり関わって、崩壊家庭を維持するということを主眼にした支援をやり、それに対してケア会議をしっかりやっていると、ずいぶん良くなる家庭は多いと思う。</p> <p>どこで終わりにするかというよりも、終わりにして本当に大丈夫かという視点での検討を地域でしっかりやっていると、後の行政負担が減ってくることにも繋がると思うので、そのあたりの細かい検討をよろしくお願したい。</p>
委員	<p>報告がとても分かりやすかった。</p> <p>今、皆さんがおっしゃっているように、家庭に入ることが支援に繋がって</p>

	<p>く、大きなポイントだなと思う。家庭に入る支援のレパトリーや形がまだまだ少ないという現状もあるので、そのあたりをぜひ検討していただきたい。</p> <p>好事例ということで、今、報告があったように見える化されてくると、本当に分かりやすくなるし、みんなも動きやすくなる。この個別支援計画の集まる会が、今、こういう形ですべてのところがやれているのか、この形にのせていくと、全部好事例になっていくのではないかなと感じた。今やっている、その個別ケース会議自体が、これに則っていく形を目指しているのか、たまたまこうだったのか、そのあたりの状況と今後について少し教えていただきたいことが1点。</p> <p>先ほど、職員の資質向上ということで、結構綿密なプログラムができていて、ある意味、基礎的な形という流れはすごくいいなと思っていた。私としては、浜松市の中がどうなのかということが見える化できていくようなもの、最終的には、どんな事例があったのか、そこをまとめ上げていくようなもの、研修を受けた方たちがまとめ上げていけるようなものになっていくと、私たち関わる者が参考にできるのかと思う。そのあたりはどのように考えているのか、お聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>まず1点目の個別ケース検討会議のあり方だが、せっかくこのような研修をさせていただいて、子どもの虹情報研修センターの研修メニューにもある中で、その内容を児童相談所の職員が講師として、みんなでやっというここと企画をしてやっってください研修になる。参加した職員から「これはよかった。」ということで、今回、支援内容整理メモを活用してみようというこことやった。うまくいっていると思われる事例であり、こういったことは基本的には全展開をしていきたいと思う。先ほど申し上げたように、こどもシステムという庁内のシステムがあるが、そのデータベースから出る個別ケース検討会議の内容の様式も統一することで、やはりそこに書かれていないような内容があるということは、支援の検討の必要性があると思うし、そこを共有できていないということは支援者の皆さんにも不安感を与えてしまうと思うので、そのようなことがないように丁寧な個別ケース検討会議ができたらいいなと思っている。</p> <p>研修も1回で終わりではないので、何回もやりながら、外部の方々も巻き込みながら研修ができたらいいなと思っている。</p> <p>2点目に、「資質向上を浜松市の中での見える化を」というお話をいただいたが、これに関しては、今回の1-5の資料は初めて皆様に提示させていただいているものである。庁内でも検討していくが、委員の皆様のご意見もいただきながら検討していきたいと思う。資料2ページのところで、目標に係関係機関との連携強化の中の右側の矢印の今後取り組みたい内容で、支援マップの作成について検討したいということを発表させていただいた。これはいろいろな研修内容や事例も含めて、浜松市がどういった支援体制をやっというここと、どこがどう担当して、どんなことができるのかというのが見えた方がいいと思っているので、それを今後作っというここと、ぜひ見える化で、皆様にご検討いただきたいなと考えている。</p>
会長	<p>他はいかがか。</p> <p>最後に、全体としてご意見・ご質問等があったら、お願いできればと思う。</p>
4 議事	<p>では、続いて、次第の中の協議(2)「継続支援が必要な18歳到達を迎える児童への</p>

協議(2) 会長	支援について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料2に沿って説明>
会長	委員の皆様から、ご質問やご意見等があったらお願いをしたい。
委員	私も入所のところは分からないが、障害があって入所している方は、私たち業界の中では17歳では遅いという感覚で、中学に入ったときなど、早めに予測・見通しながらやっていこうというところがあると思う。入所施設のお子さんは、児童相談所が関わっていることが多く、先ほどおっしゃられた自立支援協議会の問題でも関わっていると、そのあたりの役割分担とつなぎ方がどのようになっていくのか、イメージでできなかったのを教えていただきたい。
事務局	要対協に関しては、17歳の誕生日を迎えた後、要対協のシステムである個別ケース検討会議にのせていこうということである。 委員がおっしゃるように、それまでにいろいろな課題等はあると思う。障害児入所施設に入っているお子さんに関しては、児童相談所のケースワーカーと施設の職員が検討会議をやる中で、本当に地域に出てくために必要なことは何かという課題が明確になったら、要対協で管理をしていったらどうかという意見である。
委員	18歳区切りがあるのは当然であり、法律をもとにいろいろ動いているのでそれでいいと思うが、実際の現場では、18歳前後の問題に対しての対応として、これが出てきたと思う。18歳前後のあたりで、ごちゃごちゃするケースがとて多いし、支援の中心が代わるというところで問題が意外と出てきやすい。虐待で戻る家庭がしっかりしていない場合もあり、18歳で切れて家庭に戻ってしまうと、また問題がいっぱい出てくることもある。そのあたりのところが、現場も悩ましいのだろうと思う。今後、そのあたりの工夫とか、ソフトランディングできるようなことで、これ以外に考えていることがあったら教えていただきたい。
児童相談所	先に、委員の質問に追加でお答えする。 まず福祉型の障害児施設のケースについては、基本的には年2回、施設と児童相談所で支援計画を策定して、今後の方向性についてもある程度見えて、お互い共通の認識の中で、施設からどう出口を設定していくか、或いは家庭に戻すのか、場合によっては、今、委員がおっしゃったように、家庭の養育力というのがなかなか難しいということであるならば、やはり自立という形の中での支援を検討していかなければいけない。それをある程度見える化する中で、17歳の要対協の中で、そのケースの検討の場をしっかりと設けるといふ、これは児童相談所と施設だけではなく、支援する機関を巻き込みながらやっていくという流れを今回作っていかうことである。 委員がおっしゃるような、当然、家庭の方に戻ることが本当は望ましいことではあるが、どうしても養育力が難しいということであると、私たちとすると、どうしてもグループホームの支援という形か、あと、自立ができれば、生活保護を受けながら、自活をしていくということにはなる。その生活能力があるかどうかというところが一番大事なことでもある。 何らかの形で、グループホーム、或いは自立援助ホームというところの、大人が少しでも関わりながらやれる施設を選択せざるをえない状況ではある。現状とすると、

	<p>グループホーム或いは自立援助ホームという施設も、数が正直もうないというのも現状としてある。児童相談所とすると、その出口というところで悩ましい案件、前回は、委員にいろいろご協力いただいたケースもあった。そういうことが現状としてはやはりあるということである。</p>
委員	<p>実際、グループホームは今、余っている状態で、いつもFAXで空いているから誰かいないかという連絡が入ってきているのが現状である。</p> <p>そして、そこに入ろうと思えば入れるのだが、入った後、子どもたちから話を聞いていると、全然理解がなかったり、傷つくようなことがあったりして、質の問題が今大きいかなというところがある。株式会社だから悪いというわけではないが、まだまだそのあたりの研修が不十分なグループホームが多く、でも、数はどんどんできていく。これがいいのかどうかは、別のところで議論したい。</p> <p>今、申し上げたように、うちでも18歳あたりで、児童相談所のスタッフにかなり無理をお願いして、それ以降も関わってもらったり、いろいろと話をさせていただいたりしている。</p> <p>うちは、少し凶々しく無理をお願いしているが、そのあたりが児童相談所として、実情として18歳を超えて動くということをスタッフがやりやすくなるようなシステムや、浜松独自に何かあるなど、そういうことを今後考えればいいのかと思う。</p> <p>18歳までにかかなり思い入れを持ってやっていたのにもかかわらず、18歳を超えて外へ出たら、外の支援体制がなかなか厳しいということも、今、おっしゃったようにあるので、18歳を超えたあたりのソフトランディングについて、もう少し検討が必要かなと、実情を見ていると思う。質問でなく、意見。</p>
4 議事 報告(1)～(5) 会長	<p>続いて、報告事項の方に移りたいと思う。今回、報告事項が全部で5つある。事務局の子育て支援課、児童相談所、健康増進課が、それぞれ所管しているので、5つの報告事項を一括して初めに説明をさせていただく。5つの報告が終わった後に、皆様から、ご質問やご意見をいただきたいと思う。</p> <p>まず、報告事項の1つ目、「こども家庭センターの設置について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<資料3に沿って説明>
会長	次に、報告(2)「児童虐待防止のためのSNS相談事業について」、続いて報告(3)「児童相談所への現職警察官の配置について」、児童相談所から説明をお願いします。
児童相談所	<資料4・5に沿って説明>
会長	次に、報告(4)「産科・精神科・行政等の連携について」、健康増進課から説明をお願いします。
健康増進課	<資料6に沿って説明>
会長	最後に、報告(5)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料7に沿って説明>
会長	事務局からの説明が終わった。ご意見・ご質問があるか。
委員	昨年6月の児童福祉法の改正において、新たに提起されたこども家庭センターに

	<p>ついて、意見と質問をさせていただく。</p> <p>こども家庭センターは、これまでの子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターというようなものとは、性格が異なっている。法律の中に明記された機関だと思ふ。そうすると、家児相は事業でつくられているわけで、例えば、児童相談所が子どもの児童虐待を中心に活動しているが、それと同じように新たな機関を作るといふようなイメージでないと、なかなかうまくいかないと思っている。だから、保健の方と家児相でバラバラでは総合した支援体制が組めない。国の方はいくつかのパターンを出しているみたいだが、効果的な設置と運営について検討を進めていただきたいことが、要望。</p> <p>それからもう一つは、昨年の6月の改正に伴って、子どものアドボカシーの問題が提起されていた。これも期限をたぶんつけてあって、子どもの意見表明権をどのようにして守るのかというようなことが進んでいる。昨年12月のジャスピカンを見ると、子どもの権利擁護のために、様々な機関がどうやっていくのかということが挙げられていた。独立アドボカシーという概念が提起されて、関係機関だけでなく、第三者が子どもから意見を聴取するというようなことで、その意見表明を支援する支援員というものの養成も、国の方では目指しているということで、福岡や大阪では、もうそれが進んでいることが発表されていた。政令市である浜松市としては、早く視野に入れて進んでいかないといけない。子どもの権利が中心の一つになってくるわけだから、対応についてぜひご検討いただきたい。</p>
事務局	<p>こども家庭センターについては、国の改正の資料があるが、年度が変わってから国がガイドラインを出すことになる。委員がおっしゃったように、効果的な支援やしつかりとした支援をしていくということが大切だと思うので、まずはそういった法改正で国が示している内容に基づいて、児童福祉と母子保健を一体的にと検討している。</p> <p>先ほど統括支援員の配置の説明があった。今までは組織が違ったり、場所も離れていたりということで、個々の職員での調整が主だったが、統括支援員を置いて、両方の業務の指揮命令系統を置くことになり、組織として検討していく体制を作り、強化をしていくことになる。これまでのいろいろな業務の課題等をどうやって解決できるかということも、各区と話し合いをしながら、体制や業務内容について検討していきたいと思っている。</p>
児童相談所	<p>今、2点目の子どものアドボカシーの関係、これは法の改正なので、私たちは当然承知している。</p> <p>他都市の状況として、例えば弁護士さんや大学生さん、そのような人たちが、とりわけ施設に入っているお子さんたちの意見表明、アドボカシーなどところについて関わっているという先行の事例は承知している。</p> <p>入所しているお子さんたちは、年齢もいろいろだし、能力的なところもいろいろである。また、他者に対して声で意見をしっかりと出しづらいお子さんもいるなど、施設には、様々なお子さんたちが入ってくる。</p> <p>どういった形で機関や体制を取っていくかということについては、速やかに取れるといいかなと思っている。いずれにしても、ただ作ればよいということではなく、子</p>

	<p>どもの意見としてしっかり吸い上げられるような体制づくりは大事なことである。</p> <p>支援者である人と子どもがある程度ラポール形成をした中で、ある程度関係性を持ちながら、子どもが本当の言葉にしっかりと耳を傾けられるような形になれるといい。年に1回2回会って、大人が子どもに意見を確認しても、なかなか話はできない。どういったことが機能としてあれば、子どもの権利というところでより吸い上げることができるかということを考えていければいい。他都市の事例も含めながら検討していければいいと思っている。</p>
委員	<p>こども家庭センターの設置には、本当に多大なる期待をしている。実際に養育支援訪問員も、私たち助産師会のメンバーもかなり関わらせていただいている。健康づくり課からなのか、社会福祉課からなのか、それぞれ違うところからの要請で、いつまで関わればいいのかよく分からない。私たちも同じ人に関わるが、今回は健康づくり課からだった、今回は社会福祉課からだったみたいな感じになっていて、その壁が何とかならないのかとずっと思っていた。こども家庭センターが設置されることにはすごく期待をしている。</p> <p>もう1つ教えてほしい。LINEが始まったことで、その返事をしている人はどなたか。</p>
児童相談所	<p>児童相談所の職員が対応ではなく、今、委託を結んでいる業者の方にやってもらっている。業者の方も、素人がやるわけにはいかないところもあるので、臨床心理士資格や社会福祉士の資格を持っている人、いわゆるダイヤルの189の業者委託をしている業者に、今はやっていただいている。そのノウハウということではしっかりしたもので、担保ができて、レスポンスのやりとりするという形はできているとは思っている。</p>
委員	<p>そこで問題があり、緊急性があるという場合は、その業者から浜松市に連絡が入るということか。</p>
児童相談所	<p>その体制になっている。</p>
委員	<p>こども家庭センターには、私も期待している。この図を見ると、ワンストップというところが強調されている。今までの流れが少しスムーズに振り分けをうまくと考えているのか、今後検討が必要だからそこまでしか言えていないのか。</p> <p>国が出しているものを見ると、かなり画期的な内容が出ていて、現状の把握もしっかりしている。例えば、養育訪問は10%ぐらいしかニーズが出ていない。ヘルパーをもっと利用して、全部にしっかり対応しないと、ヤングケアラーの問題もうまくいかないのではないか。そういう体制の大元としてセンターを作って、6年4月からの創設よりも前からどんどんやってくださいというような勢いで書かれている。</p> <p>もしできれば、このワンストップの図を書いてというよりも、国が示しているように訪問による家事支援の項目、児童の居場所づくり、これも大きな項目として、児童の居場所づくりを頑張っているNPOと連携して委託したらそれで済むかということ、やはり浜松市内の全部の子どもの居場所を作るということを考えたら、かなり大規模でしっかりしないとできないはずなので、それも項目としてしっかり挙げていただきたい。</p> <p>親子関係の形成の支えということで、この項目も出ているけれど、教育委員会やいろいろなところで頑張っている。これもまだバラバラにやっているところをまとめ上</p>

	<p>げるということを、センターでやればすごいと思う。</p> <p>あと、レスパイトケアという項目もしっかり一つ立ててある。ショートステイは今、日中一時支援の、先ほど言った株式会社のグループホームがやっている。そこに任せたとことで終わってしまうと、大変なことになると思うので、しっかり1・2・3歳の療育のところのレスパイトも含めて、しっかりとレスパイトケアのシステムを作るということを項目立てていただきたい。</p> <p>あと、家庭の支援事業の勸奨、こういうことを一通りまとめて、全部そこをしっかりと使ってやっていこうという全般のところも項目立てしている。国の項目立ては意外としっかりしていると思うので、この項目立てに沿って国と競うような形でしっかりと浜松市として出していただきたい。これは要望。</p>
事務局	<p>これから本格的に内部の調整を進めていこうかと思うので、今、委員がおっしゃった意見を参考に、浜松市の居場所づくりや家事支援、そういったお子さんの支援に繋がるところも含めて、浜松市としての体制を皆様に示したいと思う。</p>
会長	<p>他はどうか。協議事項でご発言いただいても構わないが、いかがか。</p>
委員	<p>本日のものだけではなく、来年度からと国で言っている、子育て応援金のようなものの一つで、ここに関わっている皆さんにはぜひ知っておいていただきたい。</p> <p>来年度5月から6月ぐらいからになるかと思うが、妊娠8ヶ月から出産までの間に、全員に対して家庭訪問、もしくは面接というような形で、出産後まで、母子健康手帳交付時と妊娠期、産後の私たちがやっている赤ちゃん訪問と、3回は面接をさせていただくような、切れ目のない支援ということに、かなり近づけるスタイルがようやくできることになった。「今まで妊婦訪問なんて知らなかったよ。」と言って、しなかった人たちがいる。これからは、妊娠している人を見たら、「妊婦訪問、来た？」と声を掛けていただきたい。</p> <p>どんどん広報していかないと、妊婦さん自身が、自分が受けられる権利があることを知らないまま過ぎてしまう。行政の皆さんはもちろん知っているが、子育てに関わる皆さんに知っておいていただけるのは、私たちも心強いかなと思うので、よろしく願います。</p>
委員	<p>協議事項の1つ目の報告の中の、2つ目の好事例として紹介していただいた資料1-4について。それこそ報告事項の虐待死がこれだけ分厚い検討がなされていたり、いろいろと出されていたりするにもかかわらず、数が減らないということも多少関わるかなと思って、少し質問させていただきたい。</p> <p>資料でいうと8ページ目の資料1-4。この事例も、非常に興味深く報告を聞かせていただいた。この事例が、好事例が好事例であり得る前提として、2つばかり私としては、気づくところがあった。</p> <p>まず1つは、この8ページ目の真ん中辺りだが、健康づくり課の保健師が継続フォローを行っていて、今回の発言まで虐待が確認されていないという点。せっきくの好事例なので、それこそ、私自身も勉強の機会として、こうだったらどうだろうというところについてのご意見なり、お見立てがあればお伺いしたいと思った。</p> <p>すなわち1つ目は、仮に、この母親が自ら、首を絞めてしまったと保健師さんに話さなかったケースだと置き換えて考えたときに、そういったものをどのようにキャッ</p>

	<p>チするのか。こういったケースも多いと思うが、なかなかそういうのが見えてこない。仮にこのケースで、母親がそう言わなかったら、どうだったのかというのが1つ目。</p> <p>2つ目は、同じ8ページ目の下の方だが、すでに医療機関と繋がっていて、投薬がなされて、おそらく何かしら医者の見立てがついて、薬が投与されているというような事情だと思った。このレポートは母親が精神疾患であるということがスタートになっているが、仮にこの前提がなかったとしたら、対応がどう変わっていたのか、或いは変わるところはなかったのか。私たちがこういったケースに触れているときに、この方が医者に行ったら、何かしら病名が見つかる方ではないかと、素人ながらに思った。本人は、「いや、私は病気ではありません。」と言って、お医者様には行かない。どうも困ったなあなんてこともよくあるわけで。仮に、このように医者の見立てがついていないケース、医療機関につながっていないケースだったとして、次のページの、例えば、今後の支援方針の中で影響を与えている部分があったか、なかったか、その2点をお伺いしたい。</p>
事務局	<p>まず1点目。保健師に子どもの首を絞めてしまったという発言がもしなければという質問に対して。保育園と健康づくり課は、日常的に関わっていた関係機関になる。まず健康づくり課はそのお子さんの発達課題だけにフォーカスしているわけではなくて、多動があったり、衝動性があったりする中で、お母さんがどういうふうに育児をしているかということ聞きながら、お母さんの負担感も含めて聞き出すという支援が一つあるかなと思う。あとは、保育園の方で毎日、両親とお子さんの様子を見てくださっているの、何か大変さがあるのではないかとこのところをキャッチして、行政機関と連携して支援を考えていくという手段はあったかなと思う。</p> <p>2点目の質問で、お母さんがもし精神科の通院であったり、精神障害者手帳などを持っている情報がなかったりした場合の支援について。多分、浜松市では妊娠届出時からお母さんと面接をさせていただいて、今までの既往、もちろん書かない場合もあるが、話している表情だったり、その受け答えだったり、あと育児の状況も新生児訪問で確認させていただく中で、疾患名があるなしにかかわらず、お母さんの負担感はキャッチできたのかなと思う。その中から、支援につなげていくということではできないのではないかと考えている。</p> <p>参考までに11ページ、12ページに、在宅支援アセスメントシートをつけていて、虐待の継続もないというように聞いていたが、もしかしたら、委員のご指摘のように、言わないだけであったのかもしれないということも含めて、不明の欄につけている。このリスクによって、支援をどう組み立てていくか、関係機関でも検討していく課題であると考えている。</p>
会長	<p>以上で、本日予定されていた議事はすべて終了した。</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様はそれぞれの各機関の代表ですので、本日の会議の内容をそれぞれ所管する方々にぜひお伝えをいただければと思う。</p> <p>それでは、進行を事務局へお返すする。</p>
事務局	<p>事務連絡の前に、浜松市薬剤師会様から、配布資料の説明をしていただきたいと思いますと思う。よろしく願います。</p>

<p>委員</p>	<p>「第14回 くすりと健康フェスタ」という資料をご覧いただきたい。</p> <p>今年度11月3日に、「くすりと健康フェスタ」と題して、薬物濫用防止の観点から、お子様からお年寄りまで、全年齢の方を対象に行った。こういった活動は、今年で14回目となる。コロナでここ2年やっていなかったが、久しぶりに開催ということで、感染を広げてはいけないということに主眼を置きながら、できることをしっかりやろうということで活動させていただいた。</p> <p>なぜこの場で説明かということだが、資料を開いていただき、真ん中の写真のところを見てほしい。浜松市の各課とコラボレーションしている。メインは保健所の保健総務課だが、健康増進課の皆さんには、受動喫煙防止についてやっていただいた。</p> <p>また、ちょうど11月で虐待防止月間であったので、子育て支援課の虐待防止オレンジボン運動を紹介した。私たちのスタッフジャンパーがオレンジ色で、ちょうどリンクしている。</p> <p>それから、この会とは違うが、国保年金課の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」ということも浜松市と共同でやっている。</p> <p>微力だが、このような活動をさせていただいていることを報告させていただく。来年度も行う予定であり、11月にオレンジ色のジャンパーを着てやっていきたいと思う。</p>
<p>5 閉会 事務局</p>	<p>切れ目のない支援ということで、制度だけではなく、職員や組織の切れ目のない支援というところでも体制の強化を今後図っていきたい。</p> <p>事務連絡を2点、お伝えする。</p> <p>1点目は、委員の任期の件。</p> <p>今年度末をもって、専門委員の2年の任期が満了となる。これまで皆様のご尽力に感謝申し上げます。</p> <p>次年度以降の委員の選出については、各機関に依頼させていただいているので、今後についても協力をお願いします。</p> <p>2点目は、次回の代表者会議の開催の予定について。</p> <p>今年の9月頃に開催を予定している。日が決まったら、事務局から連絡をさせていただく。</p> <p>以上で、令和4年度第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会する。</p>